

山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に携わる元請負人と下請負人との間における対等の協力者としての適正な契約の締結及び施工体制の確立並びに建設工事に従事する労働者の雇用条件の改善等を図るため、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）、同施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）、及び建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月6日建設省厚発第38号の2。以下「指針」という。）その他関係法令の規定に基づき、建設工事に係る下請契約について、元請負人及び下請負人が遵守すべき事項を明らかにするとともに、契約担当者が行う指導の基準として必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事」とは、法第2条第1項に規定する建設工事であって、市が発注するものをいう。

2 この要綱において「元請負人」とは、建設工事に係る請負契約を市と締結した建設業者（以下「受注元請負人」という。）及び当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合における当該下請契約の注文者をいう。

3 この要綱において「下請負人」とは、建設工事に係る下請契約（当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合は、そのすべての下請契約を含む。）における請負人をいう。**(法第2条)**

(市内業者の活用)

第3条 受注元請負人は、建設工事の施工に伴う工事資材の調達及びその工事の一部を他人に請け負わせて施工させる場合には、可能な限り市内業者を活用するよう配慮するものとする。

2 受注元請負人は、前項の場合において、市外企業と下請契約を締結する場合、又は1件当たり100万円以上の建設資材を市外企業から調達する場合は、市内の企業を下請負人等として使用しない理由書（様式第1号）を発注者に提出しなければならない。

3 前項で定める理由書の提出は、調査を目的とするものであり、山口市が受注者に対して、理由書に記載した内容について説明を要求するものである。なお、理由書に記載された内容に基づいて不利益を課すものではない。

(一括下請負の禁止)

第4条 受注元請負人は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。重層的な数次の下請負についても、また、同様とする。**(法第22条)**

(下請負人の選定)

第5条 受注元請負人は、下請負人の選定に当たっては、その建設工事の施工に関し、法に基づく許可を受けていない者又は営業を禁止され、若しくは停止されている者を除き、施工能力、経営管理能力、雇用管理、労働安全衛生管理の状

況、労働福祉の状況及び下請負人との取引状況等を総合的に勘案し、優良な者を選定するよう努めるものとする。**(指針第5(4))**

- 2 指名競争入札の場合は、請け負った工事の入札に参加した他の建設業者（以下「相指名業者」という。）を下請負人としてはならない。ただし、下請負契約の合計金額が工事全体の5割を超えない場合は、この限りでない。

(適正な下請契約の締結等)

第6条 元請負人及び下請負人は、工事の開始に先立ち、あらかじめ建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容の契約書により、適正な工期及び工程並びに請負価格での下請契約を締結するものとする。**(指針第4(1)ア)**

- 2 元請負人は、下請契約を締結するまでに、あらかじめ、当該下請契約に関する事項についてできる限り具体的な内容を提示し、かつ、下請負人が当該建設工事の見積をするために必要な一定の期間を設けなければならない。**(法第20条第4項、令第6条)**

- 3 元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために、通常必要と認められる原価（消費税相当分を含む。）に満たない金額を請負代金の額とする下請契約を締結してはならない。**(法第19条の3)**

- 4 元請負人は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させてその利益を害してはならない。**(法第19条の4)**

- 5 元請負人は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする下請契約を締結してはならない。**(法第19条の5)**

- 6 元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ下請負人の意見を聴かなければならない。**(法第24条の2)**

- 7 元請負人は、施工方法及び工期について安全かつ衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付けることがないよう配慮しなければならない。

- 8 元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内に、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。**(法第24条の4第1項)**

- 9 元請負人は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が引渡しを申し出たときは、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けるものとする。ただし、あらかじめ下請契約において定められた工事完成の日から20日を経過した日以前の一定の日引渡しを受ける旨の特約がなされている場合には、この限りでない。**(法第24条の4第2項)**

(下請代金の支払の適正化等)

第7条 元請負人は、法に規定する下請契約に関する事項のほか、次に掲げる事項

を遵守するものとする。

- (1) 前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他下請工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう十分配慮すること。**(法第24条の3第3項、指針第4(2)エ)**
- (2) 請負代金の部分払又は工事完了後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から1か月以内に、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。**(法第24条の3第1項)**
- (3) 下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。**(指針第4(1)オ)**
- (4) 下請工事に必要な資材を元請負人から購入させる場合は、正当な理由なくその建設工事の下請代金の支払期日前に、当該建設工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。**(指針第4(2)オ)**
- (5) 下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、労務費相当地分については、現金払とすること。**(法第24条の3第2項、指針第4(2)イ)**
- (6) 手形の期間は、120日以内に、かつ、できる限り短い期間となるよう努めること。**(指針第4(2)ウ)**
- (7) 一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。**(法第24条の6第3項)**
- (8) 受注元請負人の都合により現金払の約定を手形払に改める場合又は手形期間を延長する場合は、下請負人がその割引に要する費用又は増加費用については、受注元請負人が負担すること。
- (9) 法による特定建設業の許可を受けた建設業者（以下「特定建設業者」という。）が注文者となった下請契約（下請負人が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人である者を除く。）における下請代金の支払期日は、引渡しの申出の日（引渡しの日について前条第9項ただし書の特約がなされている場合は、その日。以下この項において同じ。）から起算して50日を経過する日以前で、かつ、できる限り短い期間内において定めること。**(法第24条の6第1項、令第7条の2)**
- (10) 前号に規定する支払期日を定めなかった場合は引渡しの申出の日が、前号の規定に違反して支払期日が定められた場合は引渡しの申出の日から起算して50日を経過する日が支払期日と定められたものとみなす。**(法第24条の6第2項)**
- (11) 前2号の支払期日まで当該下請代金の支払をしなかったときは、下請負人に対し、引渡しの申出の日から起算して50日を経過した日から下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に国土交

通省令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。**(法第24条の6第4項後段)**

- 2 元請負人は、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても前項各号の規定に準じた配慮をするものとする。

(下請負人における建設労働者の雇用条件等の改善)

第8条 下請負人は、下請契約により定められた事項を適正に履行するとともに、次に掲げる事項について措置するものとする。

(1) 雇用及び労働条件の改善に関する事項 **(指針別表2〈雇用・労働条件の改善〉)**

- ア 建設労働者の雇入に当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- イ 適正な就業規則の作成に努めること。この場合において、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- ウ 賃金は、毎月1回以上一定日に通貨で、その金額を直接、建設労働者に支払うこと。
- エ 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- オ 労働時間管理を適正に行うこと。この場合において、労働時間の短縮や休日の確保に十分配慮すること。

(2) 安全衛生の確保に関する事項 **(指針別表2〈安全・衛生の確保〉)**

- ア 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を遵守し、工事を安全に施工すること。この場合において特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- イ 災害が発生した場合には、当該下請契約における元請負人及び受注元請負人に速やかに報告すること。

(3) 福祉の充実に係る事項 **(指針別表2〈福祉の充実〉)**

- ア 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。この場合において、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- イ 任意の労働補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- ウ 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。この場合において、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- エ 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めるものとし、特に常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期に

健康診断を行うこと。

(4) 福利厚生施設の整備に関する事項 **(指針別表 2 〈福利厚生施設の整備〉)**

ア 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合において、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に定める寄宿舎に関する規定を遵守すること。

イ 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室、シャワー室等）の整備に努めること。

(5) 建設労働者の能力の開発及び向上に関し、技術及び技能の研修及び教育訓練に努めること。 **(指針別表 2 〈技術及び技能の向上〉)**

(6) 適正な雇用管理に関する事項 **(指針別表 2 〈適正な雇用管理〉)**

ア 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

イ 建設労働者の募集は、適法に行うこと。

ウ 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

(7) 前各号に定める事項のほか、建設業関係法令を遵守すること。 **(指針別表 2 〈その他〉)**

(元請負人の下請負人に対する指導等)

第 9 条 受注元請負人は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に係る保険料の適正な納付並びに適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、当該工事に係る全ての下請負人が、前条各号に定める事項について措置するよう、指導、助言その他の援助を行うものとする。

2 受注元請負人以外の元請負人は、受注元請負人が行う下請負人に対する指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

(受注元請負人の他の元請に対する指導)

第 10 条 受注元請負人は、当該建設工事に係る全ての元請負人に対し、第 3 条から第 7 条までに定める事項を遵守するよう指導に努めるものとする。

2 特定建設業者は、その責務を十分認識し、下請保護及び指導に務めるものとする。 **(法第 24 条の 7)**

(受注元請負人の遵守事項)

第 11 条 受注元請負人は、前 2 条に定める指導等を行うため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 受注元請人は、下請契約（変更契約を含む。）を締結するときは、下請工事契約時チェックリスト（様式第 2 号）を作成し、適正な契約締結がなされているか確認するものとする。なお、受注元請負人以外の元請負人は、下請契約（変更契約を含む。）を締結したときは、遅滞なく、数次の下請契約により行われる場合は他の関係元請負人を通じ、受注元請人に対して契約書及び下

請工事契約時チェックリストの写しを提出するものとする。

- (2) 受注元請人は、受注した工事毎に、下請工事を施工するまでに他の全ての元請負人及び下請負人に対して、総括的に指導等を行う責任者（以下「下請指導責任者」という。）を置き、下請負人指導責任者届（様式第3号）を市長に提出するものとする。この場合において、下請指導責任者は、現場代理人を兼ねることができる。
- (3) 下請指導責任者は、この要綱の趣旨と内容を十分認識し、元請下請関係の実態を常に把握し、1次以降の下請負人に対して、元請と下請の関係の適正化に関する指導及び助言を行うとともに、万一紛争等が生じた場合は、積極的にその解決に努めるものとする。
- (4) 受注元請負人は工事現場における労働災害を防止し、安全かつ衛生的な下請作業が行えるよう責任者を定め、協議組織を設置する等必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 受注元請負人は、工事現場に、次に定める基準により現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における施工の技術上の総括管理を行うものとする。

ア 現場代理人は工事現場に常駐すること。ただし、あらかじめ市長の承諾を得たときは、この限りでない。

イ 下請契約金額が5,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上になる場合は、監理技術者を置き、それ以外の場合は、主任技術者を置くこと。この場合において、主任技術者又は監理技術者は、現場代理人を兼ねることができる。**（法第26条第2項、令第2条）**

ウ 元請負人及び下請負人においては、請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上の建設工事の主任技術者又は監理技術者（法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の適用を受ける場合にあつては、その職務を補佐する者）は、工事現場に専任であること。**（法第26条第3項、令第27条第1項）**

エ 監理技術者（法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者を配置する又は同法第26条の5第1項に規定する特定営業所技術者に監理技術者の職務を兼ねて行わせる場合を含む。）は、監理技術者資格者証の交付を受けた者及び所定の講習を受けている者であること。**（法第26条第5項）**

- (6) 受注元請人は下請工事完了後、検査、支払い等を行うときは、下請工事完了後チェックリスト（様式第4号）を作成し、適正な手続きがなされているか確認するものとする。なお、数次の下請けがある場合受注元請人は、下請への支払手続きを完了したときは遅滞なく自らの元請を通じ受注元請人に対して下請工事完了後チェックリストの写しを提出するものとする。

（指導、助言等）

第12条 市長は、この要綱の適正な実施を確保し、その趣旨の徹底を図るため、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) この要綱の実施に関し、受注元請負人に対する必要な指導又は助言

(2) 前号に掲げる事項のほか、この要綱に定める事項に違反し、建設工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合における受注元請負人に対する調査及び是正その他の必要な措置を講ずるべき旨の指示

(3) 元請負人又は下請負人が前号の指示に従わない場合又は指示した事項に関する措置の結果が適切でない場合は、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく措置

(適正化指導員による調査、指導等)

第13条 市長は、前条の目的を達成するため、総務部契約監理課に適正化指導員（検査担当職員）を置くこととする。

2 適正化指導員は、随時この要綱の実施状況を調査し、前条第1号及び第2号に定める指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(低入札価格調査を経て契約締結した建設工事)

第14条 低入札価格調査を経て契約締結した建設工事については、下請負の状況及び下請負代金の支払状況等に関して特に重点的に確認を行うものとする。

(入札における要綱の呈示)

第15条 工事の請負契約の入札に当たっては、入札条件又は指示事項等に「山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱」を遵守する旨を明記し、同要綱を山口市公式ウェブサイトに掲載する等、入札者が閲覧できる措置を講じるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、施行の日以後に契約が締結される建設工事から適用する。

(平成24年から平成28年までの改正附則は、省略する。)

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

山口市内下請企業を使用しない理由書

年 月 日

(宛先) 山口市長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

山口市発注の下記工事において、市内下請企業を使用しない理由は、以下のとおりです。

工 事 名					
大臣・知事コード + 許可番号	商号又は名称	所在地	工種	理由	備考

※「市内下請企業」とは、市内に本社又は本店を有する下請企業です。

山口市内取扱企業を使用しない理由書

年 月 日

(宛先)山口市長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

山口市発注の下記工事において、市内取扱企業を使用しない理由は、以下のとおりです。

工 事 名					
商号又は名称	所在地	製品品目	製品名	理由	備考

〔記入上の注意〕

1 1件当たり、100万円以上の建設資材を調達する場合は記入してください。

※「市内取扱企業」とは、市外工場で生産された資材を市内で販売する企業（市内代理店）のことです。

※資材（市内産資材を除く）を取り扱う市内取扱企業があるにも関わらず市内取扱企業を使用しない場合、
またはその資材について市内取扱業者がいない場合は、本様式を提出してください。

山口市内産資材を使用しない理由書

年 月 日

(宛先)山口市長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

山口市発注の下記工事において、山口市内産資材を使用しない理由は、以下のとおりです。

工 事 名					
商号又は名称	製品品目	製品名	所在地	理由	備考

〔記入上の注意〕

1 1件当たり、100万円以上の建設資材を調達する場合は記入してください。

2 所在地欄は、資材の製造地を記入してください。

※「市内産資材」とは市内工場で生産された資材です。

※市内産資材を使用しない場合、または市内産資材がない場合は本様式を提出してください。

下請工事契約時チェックリスト

年 月 日

(当該下請工事における元請人)

所在地

商号・名称

代 表 者

契約相手方（下請）の商号・名称	
-----------------	--

	項 目	はい	いいえ
1	一括下請発注は行っていない。		
2	特定建設業の許可を有する場合を除き、5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を超える金額の下請発注は行っていない。		
3	下請金額が500万円（建築一式工事の場合は1,500万円）以下の場合を除き、建設業の許可を受けていない者への下請発注は行っていない。		
4	建設業法による営業停止処分を受けている者又は山口市から入札参加制限措置を受けている者への下請は行っていない。		
5	下請契約の締結以前に、下請に対し当該下請契約に関する事項（工事内容、工期、契約条件（代金の支払時期・方法など））について、できる限り具体的な内容を提示している。		
6	上記5の内容提示から下請契約締結までに、下請が当該工事の見積りをするために必要な下記の期間を設けている。 ※見積りに必要な期間 ・下請予定価格が500万円未満の工事…1日以上 ・下請予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事…10日以上（やむを得ない事情がある場合は5日以上） ・下請予定価格が5,000万円以上の工事…15日以上（やむを得ない事情がある場合は10日以上）		
7	自己の取引上の地位を利用して、下請契約の金額をその工事の施工に通常必要な原価に満たない金額とした事実はない。		
8	下請工事の開始に先立って下請契約書を取り交わしている。		
9	下請契約書には下記の事項を記載している。		
	① 工事内容		
	② 請負代金の額		
	③ 工事着手の時期及び工事完成の時期		
	④ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法		
	⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め		

	項 目	はい	いいえ
	⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め		
	⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更		
	⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め		
	⑨ 発注者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め		
	⑩ 発注者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し の時期		
	⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法		
	⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険 契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容		
	⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の 損害金		
	⑭ 契約に関する紛争の解決方法		
	⑮ 「受注者は、山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱を遵守するととも に、工事の一部を他人に請け負わせる場合は請け負わせた者に同要綱の規定を遵守するよ う指導しなければならない。」という条項		
10	その他、関係法令や「山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱」に抵触する 事実はない。		

〔記入上の注意〕

- 1 市が発注する建設工事に係る全ての下請契約締結時（※1、2）に、各々の元請（※3）が自ら下請
発注した工事について上記の項目を確認すること。
- 2 市から直接工事を請け負った元請は、当該工事の全ての下請契約（※1）に係る契約書の写し及び
本チェックリストを取りまとめた上、下請通知書（施工体制台帳）提出時（変更時も含む）に市の工事
担当課へ提出すること。
- 3 「いいえ」の欄に該当がある場合は、法令等に違反しているおそれがあるので、直ちに改善すること。

- ※1 「全ての下請契約」には、2次下請以降における下請契約も含む。
- ※2 「下請契約締結時」には、変更契約締結時も含む。
- ※3 「各々の元請」には、市から直接工事を請け負った元請だけでなく、2次下請以降におけるそれぞ
れの元請も含む。（例えば2次下請契約においては1次下請人が元請、2次下請人が下請である。）

下請負人指導責任者届

年 月 日

(宛先)山口市長

受注元請負人

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

下記の者を下請負人に対する指導等を行う責任者と定め、下請負工事の管理指導を行います。

記

工 事 名	
氏 名	
現場代理人氏名	
備 考	

※下請指導責任者は、現場代理人を兼ねることができます。

下請工事完了後チェックリスト

年 月 日

(当該下請工事における元請人)

所在地

商号・名称

代 表 者

契約相手方（下請）の商号・名称	
-----------------	--

	項 目	はい	いいえ
1	下請への支払いは契約書に従い適切に行った。		
2	完成検査は、下請からの完成通知後20日以内に実施した。		
3	完成検査終了後、直ちに下請から工事目的物の引渡しを受けた。		
4	下請への代金支払いは、注文者から請負代金の部分払又は工事完了後における支払を受けたときから1か月以内に行った。 ただし、自身が特定建設業者であり、下請が一般建設業者かつ資本金4,000万円未満である場合は、上記にかかわらず、下請から引渡しの申し出を受けた日から50日以内に代金の支払いを行った。		
5	下請への代金支払いに手形払を併用する場合、手形期間は120日以内とした。		
6	その他、法令や山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱に抵触する事実はなかった。		

〔記入上の注意〕

- 1 市の発注する建設工事に係る全ての下請契約（※1）について、各々の元請（※2）が自ら下請発注した工事の完了後に、上記の項目を確認すること。
- 2 市から直接工事を請け負った元請は、当該工事の全ての下請契約（※1）に係る本チェックリストを取りまとめの上、市に提出すること。
- 3 「いいえ」の欄に該当がある場合は、法令等に違反しているおそれがあるので、直ちに改善すること。

※1 「全ての下請契約」には、2次下請以降における下請契約も含む。

※2 「各々の元請」には市から直接工事を請け負った元請だけでなく、2次下請以降におけるそれぞれの元請も含む。（例えば2次下請契約においては1次下請人が元請、2次下請人が下請である。）